		係書類をいう。以下同じ。）の全部
	国税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
	国税関係帳簿書類に	関税関係帳簿書類に
［略］		
［項を削る。］		
［略］		
第五条第一項第五号及び第六条第一項	法第七条第一項	関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第一項
［略］		
第五条第三項	法第六条第六項	関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第六項
	法第七条第三項	関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第三項
	［削る。］	
［項を削る。］		

	［同上］	［同上］
	［加える。］	［加える。］
［同上］		
第四条第三項第一号	国税関係帳簿書類に	関税関係帳簿書類に
［同上］		
第五条第一項第五号及び第六条	［同上］	［同上］
［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	所轄外税務署長	所轄外税関長
第五条第三項、第六条第一項及び第二項	所轄税務署長等	所轄税関長

［略］
［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の関税法施行規則第一条の四（同規則第八条において準用する場合を含む。）及び第十条（同規則第十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「規則」という。）第三条第七項（関税法施行規則第十条において準用する場合にあっては、第七項及び第八項）の規定は、この省令の施行の日以後に提出する規則第三条第七項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分重要書類について適用する。

○財務省令第十三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）及び元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の八第三項第四号中「日本工業規格（工業標準化法」を「日本産業規格（産業標準化法」に、「第十七条第一項に規定する日本工業規格」を「第二十条第一項に規定する日本産業規格」に改め、同号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十三条の五第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第十八条の十五の三第三項第六号中「平成三十六年一月一日」を「令和六年一月一日」に改め、同条第十一項第二号ロ及び第十八項第三号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第二十六項第五号及び第二十七項第二号中「平成三十六年一月一日」を「令和六年一月一日」に改める。

第十八条の十五の四第三項第三号中「平成三十六年分」を「令和六年分」に改める。

第十九条の二第十二項第一号中「平成三十一年十一月分」を「令和元年十一月分」に改め、同号ロ及びハ中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同項第二号中「平成三十一年十一月一日」を「令和元年十一月一日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年度の予算」を「令和元年度の予算」に改める。

第十九条の十一第七項第一号ハ⑵及びニ⑵中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第十九条の十四の二の見出し中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第十九条の十四の三第一項第一号中「第百二十三条第八項」を「第百二十三条第九項」に、「同条第一項第二十一号の八」を「同条第一項第二十一号の十」に改める。

第二十条の三第三項第四号中「日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格」に改め、同号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十二条の十九の三の二の見出し中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第三十九条の二第二項中「ふつ素ゴム」を「ふっ素ゴム」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法第十七条第一項」を「産業標準化法第二十条第一項」に改め、同条第三項中「令第四十八条第三項」を「施行令第四十八条第三項」に、「ふつ素ゴムの」を「ふっ素ゴムの」に改め、同項第二号及び同条第四項中「ふつ素ゴム」を「ふっ素ゴム」に改める。